

まつさかファミリーサポートセンター報酬等に関する基準

- 1 まつさかファミリーサポートセンター会則第15条に係る報酬の基準を次のように定める。

利用時間	金額
平日 午前7時から午後7時	1時間あたり 700円
上記以外の時間及び土、日、祝日	1時間あたり 800円
年末年始（12月29日から1月3日）	1時間あたり 1,000円

- (1) 依頼や取り消しの受け付時間は、月曜日から土曜日の午前7時00分から午後8時（12月29日から1月3日を除く。）とする。
受付時間外の取り消しの連絡は、依頼会員から提供会員へ直接行う。この場合、依頼会員は、後日受付時間内にその旨をセンターへ連絡する。
- (2) 次の場合は下記の料金を適用する。
- ①緊急時の利用（依頼受付から援助開始まで3時間に満たない場合）
 - ②軽い病児や病後児の利用（軽い病児・病後児の判断は、依頼会員、センター及び提供会員の協議により行う。）
 - ③宿泊の利用（午後10時から翌日午前6時まで連続の利用）

利用時間	金額
平日 午前7時から午後7時	1時間あたり 1,000円
上記以外の時間及び土、日、祝日	1時間あたり 1,200円
年末年始（12月29日から1月3日）	1時間あたり 1,400円
宿泊 午後10時から午前6時（連続8時間）	1回あたり 5,000円
宿泊 年末年始（12月29日から1月3日） 午後10時から午前6時（連続8時間）	1回あたり 7,000円

- 2 兄弟姉妹など同一世帯の複数の子どもを預ける場合は、その内の最年少の子どもを除き4歳以上の子どもについては半額とする。
- 3 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなす。
- 4 時間を延長したときは、30分以下は1時間あたりの金額の半額とし、30分を超えて1時間までは1時間として取り扱う。尚、時間の算出は、援助活動をするために自宅を出た時間から援助終了後自宅へ戻るまでとする。
- 5 依頼会員が相互援助活動の実施を取消した場合は、取消料を援助会員に支払う。
- ・前日20時までの取消し・・・無料
 - ・前日20時以降、当日援助開始まで・・・上記基準により算出された報酬額の半額
 - ・援助活動開始後・・・当初の契約どおり全額
 - ・無断取消し・・・当初の契約どおり全額
- 援助活動時間の短縮も、これに準じます。

- 6 子どもの送迎に伴い援助会員が負担した交通費については、依頼会員が実費を援助会員に支払う。
- 7 子どもの食事（ミルク）、おやつ、オムツ等は、原則として依頼会員が用意する。ただし、これらについて、援助会員が費用を負担した場合は、依頼会員が実費を支払う。
- 8 報酬等の支払は、援助活動終了後速やかに支払うものとする。ただし、特別に援助が長期にわたる場合は、援助会員の了解があれば、1週間分又は1ヶ月分をまとめて支払うことができるものとする。
- 9 軽い病児・病後児については、下記のとおりとする。
 - (1) 保育園で発熱した等の理由により緊急に送迎を行う場合は、依頼会員は電話等でセンターに援助依頼を行うとともに、保育園及びかかりつけ医等へ提供会員による援助を受ける旨を伝えるものとする。
提供会員は、依頼内容に基づき、かかりつけ医等への送迎を行い、保護者の到着を待つものとする。
 - (2) 預かりについては、依頼会員が子どもをかかりつけ医に受診させ、センターに受診結果を伝え援助依頼を行うものとする。